

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件 七三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 七三
- 地域森林計画の案を定めた件 七三
- 地域森林計画の変更案を定めた件 七三
- 保安林の指定を解除する予定である件 七三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件四件 七三
- 肥料を登録した件 七三

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 七三

○障害者自立支援法による指定相談支援事業者を指定した件 七四

○争議行為を行う旨通知があった件 七四

福 島 県 病 院 局

○平成十九年度福島県病院局有休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を実施する件 七五

福 島 県 人 事 委 員 会

○平成十九年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験(第二回)を行う件 七五

告 示

福島県告示第七百四十五号

公印を次のように改刻し、平成十九年十一月十二日その使用を開始する。
平成十九年十一月六日

職 印

福島県知事 佐藤雄平

番号	公印の名称	印	影	公印管理者
----	-------	---	---	-------

23

福島県現金出納員(福島県立福島東高等学校)



福島県立福島東高等学校の福島県現金出納員

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県告示第七百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、上三寄地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成十九年十一月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十一月七日から
月二十六日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

会津若松市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第七百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画の案を平成十九年十一月一日次のとおり定めた。
平成十九年十一月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 地域森林計画の案の内容

別紙の磐城地域森林計画書案のとおり

二 意見の申立て

この地域森林計画の案に意見のある者は、平成十九年十二月六日までに、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

(「別紙の磐城地域森林計画書案」は、省略し、福島県農林水産部森林林業領域森林計画グループ及び磐城森林計画区を所管する福島県農林事務所において平成十九年十一月六日から十二月六日まで縦覧に供する。)

(森林林業領域森林計画グループ)

福島県告示第七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、阿武隈川森林計画区、奥久慈森林計画区及び会津森林計画区に係る地域森林計画の変更案を平成十九年十一月一日次のとおり定めた。

平成十九年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 地域森林計画の変更案の内容

別紙の（平成十九年度変更）阿武隈川、奥久慈及び会津の各地域森林計画書案のとおり

二 意見の申立て

これらの地域森林計画の変更案に意見のある者は、平成十九年十二月六日までに、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

（「別紙の（平成十九年度変更）阿武隈川、奥久慈及び会津の各地域森林計画書案」は、省略し、福島県農林水産部森林林業領域森林計画グループ及び各森林計画区を所管する福島県農林事務所において平成十九年十一月六日から十二月六日まで縦覧に供する。）

（森林林業領域森林計画グループ）

福島県告示第七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成十九年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所

双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原一〇八の二八四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

用水路用地とするため

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

郡山市湖南町浜路字南町ケ小屋九九九、字北町ケ小屋九九八の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

（一） 木の森林については、主伐は、択伐による。

字南町ケ小屋九九九、字北町ケ小屋九九八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町宮里字関口沢山一四一〇、一四一一、一四一六から一四一八まで、字上八平山一四二二の二から一四二二の五まで、一四二三、二八一九、字後口山二八一五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 主伐は、択伐による。

（二） 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

郡山市湖南町横沢字妙縁端二六三〇の一から二六三〇の二七まで、二六三〇の二九から二六三〇の三二まで、二六三〇の三四から二六三〇の四〇まで、二六三〇の四二から二六三〇の四六まで、二六三〇の四八から二六三〇の五五まで、二六三〇の五八から二六三〇の六三まで、字夕気無二六二九、字佛場二六二八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

いわき市小川町上小川字和具一一三の一、一一四の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第七百五十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成十九年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類 (種類)	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	登録年月日
			トルカリ分					
830	副産石 灰肥料	卵カル バウダ	50		含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	株式会社福島 エンヤ	石川郡玉川 村大字小高 字南畷4-5	平成19年 10月23日

(農業総合センター)

公 告

公告第六百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年十月二十九日

二 名称

特定非営利活動法人ふれあいづスマイル

三 代表者の氏名

小沼 美保

- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市東千石三丁目四番五十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

- 一 申請のあった年月日
平成十九年十月二十六日
- 二 名称
NPO法人白河ゴルフ倶楽部
- 三 代表者の氏名
添田 勝治
- 四 主たる事務所の所在地
福島県白河市大信隅戸字午房沢一番地十四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、大信村西部の雄大な自然の中に位置し、その存続が地域の発展や経済効果の面から地域住民の大きな願いとなっている大信村所有ゴルフ場を、村と協働しながら運営管理していくことを通し、ゴルフスポーツの普及向上、地域雇用の安定化及び地産地消の推進を図るとともに、自然環境の恩恵を生涯学習に活かすため自然環境保全活動を推進し、地域の活性化と住民及び利用者の健康増進に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

- 一 申請のあった年月日
平成十九年十月二十六日

- 二 名称

- 三 代表者の氏名

- 四 主たる事務所の所在地

- 五 定款に記載された目的

この法人は、大信村西部の雄大な自然の中に位置し、その存続が地域の発展や経済効果の面から地域住民の大きな願いとなっている大信村所有ゴルフ場を、村と協働しながら運営管理していくことを通し、ゴルフスポーツの普及向上、地域雇用の安定化及び地産地消の推進を図るとともに、自然環境の恩恵を生涯学習に活かすため自然環境保全活動を推進し、地域の活性化と住民及び利用者の健康増進に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第六百十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第一項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成十九年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者

公告第六百二十号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長斎藤富春から医療・介護・福祉労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨平成十九年十月二十六日付けで通知があった。

平成十九年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 日時 平成十九年十一月十四日から問題解決までの期間

- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護ほほえみステーション、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、ほほえみ介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、寿泉堂綜合病院、香久山病院、寿泉堂クリニック、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生綜合病院、白河厚生綜合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、双葉厚生病院、高田厚生病院、坂下厚生綜合病院、坂下厚生綜合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧、山鹿クリニック

- 三 概要 ストラйкиを含む争議行為を連続又は随時行う。

(労働領域労政グループ)

公告第六百二十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量を実施する。

平成十九年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 測量地域 いわき市大久町大久地内

安積愛育園	郡山市安積町笹川字経担二八番地	社会福祉法人安積愛育園	郡山市安積町笹川字経担二八番地	平成一九年十一月一日	相談支援的障害者障害児
-------	-----------------	-------------	-----------------	------------	-------------

(自立支援領域障がい者支援グループ)

- 二 測量期間 平成十九年十一月六日から平成二十年三月十日まで
- 三 作業の種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業の境界測量に伴う基準点測量）
（農村整備領域農業基盤整備グループ）

福島県病院局

公告第7号

平成19年度福島県病院局育児任期付職員（看護及び助産）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。
平成19年11月6日

福島県病院事業管理者 茂田 士郎

- 1 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員
看護 30名程度
助産 3名程度
- 3 試験期日
平成19年12月9日（日）
- 4 受験申込受付期間
平成19年11月6日（火）から同年12月3日（月）まで
- 5 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局管理グループ（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）
（管理グループ）

福島県人事委員会

公告第九号

平成十九年度福島県職員（資格免許職）採用候補者試験（第二回）を次のとおり行います。
平成十九年十一月六日

福島県人事委員会

- 一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受 験 資 格
------	--------	---------

看 護 六名程度

昭和四十九年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた者で、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による看護師の免許を有するもの（保健師助産師看護師法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）附則第二条の規定により看護師の免許を受けた者とみなされるものを含みます。）又は取得見込みのものとし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 一 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

短期大学卒業程度で、次により行います。

- 1 第一次試験
 - (一) 教養試験（多枝選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。
 - (二) 専門試験（多枝選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表二のとおりとします。
 - (三) 作文試験
 - 2 第二次試験
 - (一) 口述試験
 - (二) 適性検査
 - (三) 身体検査（持参方式）
- 試験期日、試験地及び合格者発表

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
			平成二十年一月二十五日 （金）に福島県庁前掲示場並

四

1 受験申込みの手續

受験申込書は、福島県人事委員会事務局（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一七五九〇）、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み
受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

3 受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。
なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目のすべてに入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間
平成十九年十一月十九日（月）から同年十二月十四日（金）までです（郵便等による申込みは、同月十四日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます）。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成十九年十一月十九日（月）から同年十二月十一日（火）までです。

(二) 申込受付時間

第一次試験 平成二十年一月十三日 （日）	福島市	びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験 平成二十年二月七日 （木）	福島市	平成二十年二月二十二日（金）に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一七八、三〇〇円又は一八六、七〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者は、任用候補者名簿に得点順に登録された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表一

教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会科学（9）、人文科学（9）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（10）及び数的推理・資料解釈（6）

別表二

専門試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

基礎看護学（8）、在宅看護論（2）、精神看護学（2）、成人看護学（14）、老年看護学（2）、小児看護学（6）及び母性看護学（6）

（採用給与グループ）